平成２５年（フ）第１５０号
青森県上北郡七戸町字七戸264番地１
債務者　川村　　清
１　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
青森市筒井４丁目７番51号　永洞アパートＢ棟
債務者　吉川　祐美
１　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
青森県むつ市大畑町本町189番地１
債務者　松本　正孝
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３５６号
大阪市西区北堀江１丁目23番10号　グランドシーズ四ツ橋203
債務者　大牧　真人
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７１２号
大阪府枚方市池之宮２丁目13番15号
債務者　伊藤　清一
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７５４号
大阪市鶴見区横堤５丁目５番36―1306号
債務者　牧野智香子
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８２２号
大阪市東住吉区湯里２丁目７番７号
債務者　外越　利枝
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８８９号
大阪市中央区西心斎橋１丁目16番10―301号
債務者　原田　進吾
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９２４号
大阪市北区大淀北２丁目２番44号
債務者　芝﨑　真志
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９３５号
大阪府吹田市東御旅町７番４号
債務者　廣田　あき
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１３２号
大阪市平野区西脇２丁目11番34号　ハイツハーベストⅡ401
債務者　野田　義雄
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１４５号
大阪市東成区深江南２丁目19番７号
債務者　江原　啓美
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１７３号
大阪府池田市鉢塚２丁目４番11号
債務者　大河内真由美
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１８９号
大阪市北区大淀中５丁目14番26―42号
債務者　梅津　史子
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２４３号
大阪府門真市三ツ島２丁目11番７―206号
債務者　遠山　千秋
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２５８号
大阪府高槻市栄町１丁目12番23―302号
債務者　木本　敏子
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２７２号
大阪府東大阪市岩田町１丁目２番８号　カサベルデ岩田301号
債務者　川井　義典
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部